

IFRSをめぐる動向 第34回 金融商品の減損に関する新しいフレームワーク

I. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) の月次会議等での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は、IASBにおける金融商品の減損会計に関する補足文書の公表後の検討の状況について、7月の合同会議の資料までの内容を解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、属する組織の見解とは関係ないことをあらかじめお断りしておきます。

II. 金融商品の減損に関する補足文書に対する関係者の反応

1. 補足文書の概略

IASBと米国財務会計基準審議会 (FASB) (以下、「両審議会」といいます。)は2011年1月に公開草案への補足文書「金融商品:減損」を公表しました。両審議会はこの補足文書の中で、特に常にポートフォリオ内で債権の入れ替えが発生するオープン・ポートフォリオに対する減損会計モデルとして、金融資産をグッド・ブックとバッド・ブックの2つに区分し、それぞれについて引当金を認識する方法を提案しました。この方法では、グッド・ブックについて期間比例アプローチと最低12カ月の予想可能な将来の期間に関する予想損失の額のうち大きな方を、バッド・ブックについて予想損失額の全額を引き当てます。詳しくは本連載第22回 ([No.3003](#)) をご覧ください。

2. 補足文書に対する関係者の反応

補足文書に対する関係者の反応は一律に減損会計のモデルに関しIFRSとUS GAAPで整合的なものが策定されるべきであるということ、金融商品プロジェクトの中で最もコンバージェンスが求められる分野は引当・減損の分野であるということでした。しかし、具体的には大きく分けて欧州と米国で選好するモデルが異なり、関係者との意見交換(アウトリーチ<outreach>活動と呼ばれています。)でも意見の一致は見られませんでした。このため、両審議会は補足文書に示した方法での減損モデルの開発を諦め、関係者からの当初の公開草案や補足文書へのコメントを考慮に入れてこれまでのモデルの改良を行うことを5月の合同会議で仮決定しました。新たなフレームワークはそれに対応して開発されました。

III. 両審議会による新たな方向性の検討

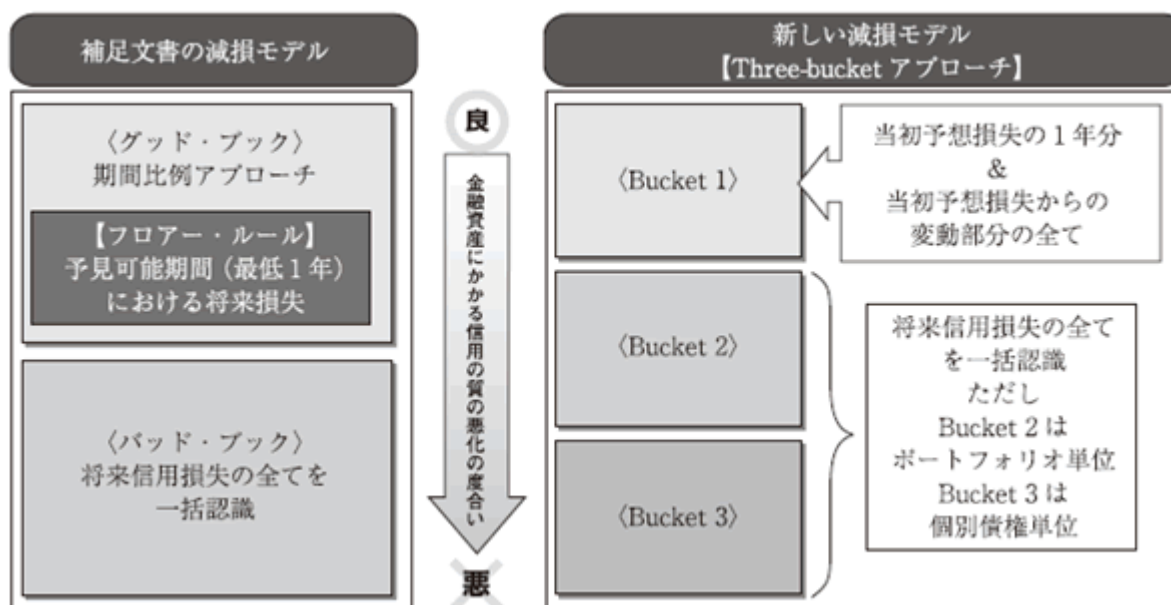
1. 基本的な枠組み

両審議会は関係者のコメントに応え、5月から6月にかけて新たな減損モデルを開発しました。これはThree-bucketアプローチと呼ばれます。両審議会はこのアプローチに関する基本原則(Guiding Principle)は、貸出金の信用の質の悪化についての共通的なパターンを反映すること

であると説明しています。具体的には金融資産を3つに分け、以下のようにそれぞれに別個の方法で貸倒引当金を算定するアプローチです。

それぞれの区分^① (bucket)は属する債権の信用の質が良い区分1から質が悪い区分3まで以下のように定義されています。補足文書との比較については図1をご覧ください。

図1 補足文書のモデルと6月理事会で検討された新しい減損モデルの比較



区分1は以下に説明される区分2および区分3に属さない債権により構成されます。区分1の債権は潜在的な将来のデフォルトとの直接的な関係を示す観察可能な事象の影響を受けていませんが、マクロ経済的な事象の結果として、信用損失の予想が変化している可能性があります。例えば、一国のGDPが減少した場合、そのこと自体により区分1から区分2への移行を求められることは無いとされていますが、クレジット予想の変動による影響は、区分1の引当金の算定上、反映する必要があります。

区分2は潜在的な将来のデフォルトとの直接的な関係を示す観察可能な事象の発生により影響を受けている債権から構成されます。ただし、個別の債権についてデフォルトの危険性がまだ特定されていません。したがって、債権に対して区分2の減損規定が適用されるためには、デフォルトが発生している必要はありません。例えば、ある地域に住宅ローンを供与しており、当該地域の住宅価格が下落した場合、個々の債権にはデフォルトが発生していなくても住宅ローン全体としての将来予想損失が増加すると見込まれる^②ならば当該将来信用損失を一括で認識しなければなりません。

区分3は、個々の資産について信用損失が予想される、または、すでに発生していることを明確に示す情報が入手可能な債権から構成されます。しかし、区分3になるためにも債権に実際にデフォルトが発生している必要はありません。例えば、ある地域の住民に住宅ローンを供与

している場合、当該地域の住宅価格の下落により個々の債務者のリファイナンスが困難となった場合は当該債務者に対する債権は区分3となると考えられます。この場合、引当金額はこれらの債権に対する残存期間の予想損失の全額となります。将来の予想損失の全額を一時に引き当てるという点で区分2に対する引当方法と類似しますが、区分3の場合は個別債権ごとの信用力の悪化が識別可能であるため、区分2とは情報全体としての詳細さが異なります。このため、最終的な引当金額は異なってくるものと考えられます。

6月のIASBとFASBの合同会議では、3つの区分に基づいた金融資産の減損モデルのアプローチをさらに発展させていくことならびに区分2および区分3においては将来の予想損失の全額を引当金に認識すべきことが決定されました。加えて両審議会はスタッフに対し、区分1の引当金算定方法に関し、「当初にポートフォリオの残存期間に渡って発生すると予想された損失額の12カ月分に、当該ポートフォリオに発生すると予想される損失の変動額の全てを一時に認識する方法」(数値例は図2をご覧ください。)を基礎に実行可能性を考慮しつつ検討を継続すること、また区分間の振替に関して明確かつ適切に定義された指標が設定されていることが重要であることを踏まえ、金融資産がどの区分に紐付けられるか決定するための基準の検討を指示しました。

図2 区分1の引当方法に関し、理事会が検討を指示した方法の数値例

【前提】×2期末に、予想累積損失率が当初予想の5%から9%に変更された。すなわち変動分は4%である。クローズド・ポートフォリオを前提としており、実際の年間損失率は1%である。

	X1期	X2期	X3期	X4期	X5期	累積
当初予想	1%	1%	1%	1%	1%	5%
修正予想	—	4%	—	—	—	9%
P/L	1%	5%	1%	1%	1%	9%
B/S	1%	5%	5%	5%	5%	—

2. 7月の合同会議における検討事項

IASBおよびFASBは、7月の合同会議において、基本的枠組みを実務に適用するにあたり問題となる点のうち、6月合同会議でスタッフに指示した以下の2つについて検討を行いました。

- ①区分間の振替はどのような基準に従うべきか
- ②区分1の引当金をどのように算定すべきか

これについて、スタッフが審議会資料として作成した資料では以下のように提案しています。

- ① 区分間の振替はどのような基準に従うべきか

両審議会のスタッフが検討した方法は大きく分けて以下の2つがあります。

i) 金融資産に関する信用力の変動があったことを示す特定の事象の評価に基づいて、区分間の変動の要否を判断する方法

この方法を採用するためには、どのような事象あるいは状況の変化が債権の区分間の振替の引き金になるのかを決定する必要があります。これについてスタッフは4つの方法の可能性を示しています。しかし、全体的にはこの基準の実務への適用には解釈の介在と適用の不整合をもたらすという難しさがあり、さらに事象の識別を求めるこのモデルは現行の発生損失モデルに見られるように減損損失の認識にあたっての障害となり得るという懸念をスタッフは示しています。

ii) 企業の信用リスク管理に基づく方法

スタッフはこの方法の適用について、信用リスク管理モデルと統合的に、企業がモデルに基づいて分類した債権を対応する1から3の区分に割り当てていく方法と信用の質の変動に応じて区分を決定していく方法の2つを示しています。さらにスタッフは商業貸付(コマーシャル・ローン)と異なり消費者貸付(コンシューマー・ローン)では債権の質の悪化ではなく不履行の発生に基づくことが典型的なため、消費者貸付への適用可能性に関してはさらなる検討が必要であるとしています。

また、スタッフは企業の行う信用リスク管理をどのように債権の区分間の移動に結びつけるか検討しました。これには補足文書で定義されている監視リスト(watch list)の利用等も含まれます。これらの検討の結果、区分間の振替が従うべき基準に関し、信用リスク管理プロセスに焦点を当てたモデルがさらに検討されるべきということを推奨しています^③。

② 区分1の引当金をどのように算定すべきか

6月の合同会議において、区分1の引当金の算定方法は実務的に適用可能なものであるべきこと、またそのために利害関係者とのさらなる意見交換を行うことがスタッフに対し指示されました。これに基づきスタッフが行った関係者との意見交換では、両審議会がさらなる検討を指示した「1. 基本的な枠組み」で記載した案には実行可能性の点から問題があるという指摘がなされました。具体的には、システム改修の必要があるという実際的な問題とともに、6月合同会議でも指摘されていたように現在のオープン・ポートフォリオを前提とした債権管理体制の中に小単位を設けて個別にデータを追跡しなければならないことが極めて複雑である等の指摘がなされました。これらの批判には、当初の公開草案に対するそのような複雑性への批判から補足文書が公表されたのではないかという指摘も含まれていました。

また、関係者からは「予想損失の全額を一度に認識する区分2または区分3への移行が補足文書で示されていたバッド・ブックへの移行より早期に行われる、すなわち予想損失が早期に引当金として認識されるのならば、区分1の引当金の認識に関しては実務の観点を優先した簡

便なものでも許容されるのではないかという指摘や、開示の拡充がなされるならば簡便的な算定方法も受け入れられるのではないかという指摘もなされました。

スタッフはこれらの指摘を考慮した結果、複雑ではあるが、理論的に正しい方法を採用することによるコストの増加を正当化することは困難として、区分1については決算日後12カ月あるいは24か月の予想損失を貸倒引当金とする方法が良いのではないかと合同会議に提出されたアジェンダ・ペーパーで述べています。しかし、スタッフが推奨する方法に対しても、予想損失率は単純に決算日後12カ月あるいは24カ月のものを使用すべきなのか、金融商品の見積もり残存期間にわたる予想損失を残存期間で除した「年率化された」予想損失率を算定すべきなのかといった論点は残っています。また、このほかにも決算日後12カ月の予想損失額と、現在の予想損失率と過去からころがし計算された予想損失率に調整を加えた率の差に債権の期末残高および平均残存期間を掛け合わせた額の大きい方を引当金額とする方法や同じく12カ月の予想損失額にその後の区分1から発生することが予想される損失を加えた額を貸倒引当金とする方法も合わせて合同会議に提案されています^④。

IV. これからの方向性

IASBは6月に公表した新たなワークプランの中で、金融商品の減損に関して2011年中に再公開草案かレビュー・ドラフトの公表を行うことを示しています。レビュー・ドラフトがどのようなものかは明確ではありませんが、IASBはこれから開催される会合で新しいフレームワークを再公開草案として公表するか、再公開草案を公表するならばコメント期間をどの程度とするか、あるいはレビュー・ドラフトとして公表するか等を検討することとなると思われます。仮に再公開草案となった場合は、緊急の場合にはより短い期間となる可能性もあるとされているものの、通常の主要なプロジェクトの公開草案に対するコメント期間が少なくとも120日とされていることから、それなりの期間がコメント期間として設定されることが予想されます。この場合、金融資産の減損に関する基準の公表が来年以降にずれ込む可能性もあると考えられます。

しかし、金融商品の減損会計の変更は、まずは金融機関に大きな影響を与えることは間違いありませんが、公正価値で測定され評価差額を純損益に認識する金融資産を除く全ての金融資産に関連すること、場合によってはデータを収集するためのシステムの変更が必要になる可能性もあるなど、非金融機関にも大きな影響を与える可能性がある分野でもあります。その意味で、金融資産の減損会計に関する検討の状況も他の基準と同じく、業種を問わず注目していく必要がある分野であると思われます。

① “bucket”の定訳はまだ無いと考えられるので、本稿では仮訳として「区分」をあてています。

② この例は6月の合同会議で示されたものです。住宅ローンが当該住宅の時価の範囲で返済を行えば良いノン・リコース・ローンの場合は、住宅価格が下落すると債権の貸し倒れの危険性が全体的には高まるといえます。

③ 7月20日の合同会議において、両審議会は区分間の振替に関して、企業のリスク管理システムに基づくこと、具体的には全ての実行または購入された貸付金は当初区分1に分類され、キャッシュ・フローの回収可能性に影響する信用損失予想の悪化に応じて区分2または区分3とすることに合意しました。

④ 7月20日の合同会議において、両審議会は区分1の引当金の算定方法は実行可能なものとするに合意し、スタッフに対し、単純に決算日後12カ月あるいは24カ月相当の発生が予想される損失額を用いて引当額を算定する方法を探るよう指示しました。